



令和8年8月31日

提出先

飯能市議会議員 栗原 義幸 様

阿須山中土地有効活用事業に関する 事業者選定・事業スキーム及び行政執行の検証を求める請願

1 請願の趣旨

本請願は、阿須山中地方創生事業における事業者選定、公募審査、契約運用、事業実施、事業承継及びその後の検証に至る一連の行政執行について、飯能市議会が地方自治法の趣旨及び議会の監視機能に基づき、客観的かつ公正に検証し、その結果を市民に明らかにするとともに、今後の市有財産の適正管理及び地方創生事業の健全な推進に生かすことを求めるものです。

本請願は、特定の個人や団体を非難し、その責任のみを追及することを目的とするものではありません。また、係属中の民事訴訟における当事者間の権利義務や司法判断を求めるものではなく、市有財産を活用した地方創生事業について、行政としての意思決定、事業者選定、契約運用及び政策効果を議会が検証し、市民に説明することを求めるものです。

約17ヘクタールに及ぶ市民共有財産を、20年間の事業期間を前提として長期にわたり使用する大規模事業であったことを踏まえ、当初市民に説明された事業スキームと現在の事業実態が整合しているのかを含め、行政判断の妥当性について議会として検証し、市民への説明責任を果たしていただくことをお願いするものです。

2 請願の背景

本事業は、「サッカーを通じた青少年の健全育成」と「地方創生」を目的として、市が最優秀提案事業者を選定し、公有地を貸し付けて実施された事業です。市は議会及び市民に対し、サッカー場整備を本体事業とし、その建設費及び運営費を確保するための付帯事業として太陽光発電事業を実施するとの説明を行いました。

私たちはサッカー事業そのものを否定するものではありません。しかし、市有財産を20年間の事業期間を前提として長期にわたり使用する以上、事業全体が長期間にわたり安定して継続できることが前提であると考えていました。

そこで令和4年5月30日、市長に対し「山中地方創生事業の検証委員会報告書について」と題する質問状を提出し、付帯事業である太陽光発電事業の継続性、事業者の経営基盤及び事業運営能力について質問しました。

当時、事業に参画していた株式会社ジー・スリーホールディングスは東京証券取引所から「特設注意市場銘柄」に指定されており、私は「20年後の原状回復が本当に可能なのか」という大きな疑問を抱いていました。

近年、メガソーラーをめぐる環境問題や、事業終了後の設備撤去・放置等は、国も懸念する社会的課題となっています。こうした状況を踏まえ、事業者の継続性や原状回復能力を当初どこまで適切に審査していたのか、検証が必要です。

しかし現実には、当初選定された事業者による事業継続が困難となり、本体事業開始から2年足らずで事業承継が行われました。この事実は、事業者選定、公募審査、事業計画の妥当性評価、リスク管理体制等において構造的な課題が存在した可能性を示しています。

さらに今年1月、飯能市は財政危機を表明し、市民生活に関わる文化・スポーツ分野の補助金を大幅に減額しています。その一方で、約17ヘクタールもの市民共有財産を年額120万円（月額10万円）で貸し付け続けていることについては、公募・契約当初から適正な対価であったのかについて、重大な疑義があります。その算定根拠と妥当性について、現在に至るまでの経緯を含め、議会として主体的かつ客観的に検証することを求めます。

3 検証を求める理由

市は本事業について、

- ・サッカーによる地方創生事業であること
 - ・太陽光発電はそのための付帯事業であること
 - ・民間事業者の責任と負担により実施すること
 - ・安定した持続可能な運営が可能であること
 - ・市民に新たな財源をもたらすこと
- と説明してきました。

しかし現在は、

- ・当初選定された事業者による事業継続が困難となり
 - ・事業承継が行われ
 - ・土地賃貸借変更契約が締結され
- など、当初説明された内容とは大きく異なる状況となっています。

とりわけ重大なのは、太陽光発電事業が計画値に満たず、融資金の返済が滞る事態にまで至り、これが事業承継の発端となったことです。

また、阿須山中土地有効活用事業検証委員会報告書（22ページ）では「事業者公募以前に住民説明会等を実施するべきではなかったか」と総括されています。

これらを踏まえ、議会においては、個々の契約や手続だけではなく、「市民に説明した事業目的・事業スキーム・契約内容・現在の事業実態が整合しているのか」という観点から総合的に検証していただきたいと考えます。

なお、令和4年5月の検証報告書では幅広い事項が検証されましたが、その後、令和6年には事業承継や契約変更が行われ、事業主体や運営内容も大きく変わっています。これら前回検証後の事実を踏まえ、現在の事業実態を含めて改めて検証する必要があります。

4 請願事項

飯能市議会におかれましては、阿須山中地方創生事業について、次の事項を検証していただくよう請願いたします。

1. 事業者選定及び事業計画の妥当性について検証すること。

公募・審査の方法、事業者の経営健全性、資金計画、事業継続性及びリスク評価等が適切であったかを検証すること。

2. 当初説明された事業スキームと現在の事業実態との整合性について検証すること。

市が説明してきた「サッカーを本体とし、太陽光発電による売電収入をその整備・運営に充てる」という事業スキームと、事業承継、契約変更等を経た現在の事業実態が整合しているかを検証すること。

3. 契約及び公有財産の管理・運用について検証すること。

基本協定、土地賃貸借契約及びその変更、事業承継に伴う行政対応等について、公平性、透明性、適正な対価及び市有財産の適正管理の観点から検証すること。

4. 地方創生事業としての成果及び行政の説明責任について検証すること。

地方創生、青少年育成、地域活性化等の当初目的がどの程度達成されたのか、成果指標（KPI）、評価方法及び根拠資料を明らかにするとともに、これまでの説明が十分であったかを検証すること。

5. 本事業から得られた教訓を今後の市政に反映すること。

検証結果を市民に公表するとともに、今後の市有財産管理、公民連携事業及び地方創生事業に生かすこと。必要に応じて特別委員会の設置等を含め、十分な調査・検証体制を整えること。

5 結び

私たち請願者は、市民の一員として、本事業に関して生じた疑問について、市長への質問状提出、資料収集、情報公開請求、監査請求等を通じて説明を求めてまいりました。しかし、事業の経過とともに新たな疑問も生じ、現在に至っています。

本請願は、市民が4年間にわたり抱き続けてきた疑問について、飯能市議会に客観的かつ公正な検証をお願いするものです。検証の結果、行政の判断が適切であったのであれば、そのことを市民に明らかにしていただきたいと考えます。一方、改善すべき課題が認められるのであれば、その教訓を真摯に受け止め、今後の市政に生かしていただくことを願っています。

本事業は市民共有財産を長期間にわたり民間事業者に貸し付ける公民連携事業であり、議会による検証は地方自治法に基づく監視機能として不可欠です。飯能市議会におかれましては、本請願の趣旨をご理解いただき、市民の信頼に応えるため、慎重かつ公正なご審議の上、採択していただきますようお願い申し上げます。

本請願が、飯能市政の透明性を高め、市民と行政及び議会との信頼関係を一層深める契機となることを心より願っています。

以上

請願者

氏名 大野 英夫

住所 飯能市平戸78番地

氏名 大林 聖弥

住所 飯能市双柳743-2 シャトー森泉2-102

紹介議員

滝沢 修
小野 まり

参考資料

1. 令和6年6月12日「阿須山中土地有効活用事業の事業継承」について市長へのメール
2. 令和6年6月18日付 6飯企画発第149号「市長へのメール」回答書
3. 令和8年6月15日「阿須山中土地有効活用事業の契約運用に関する検証」の陳情書

尚、3.については、提出済みの陳情書を下記確認下さい。

「阿須山中土地有効活用事業の事業継承」について、一市民からの質問です。

阿須山中地方創成事業については、新井市長が2021年7月の市長選挙の際に表明した通り、私も一市民として「事業決定の経緯、等」につき素朴な疑問を持っておりました。そして、市長選で見事に当選された新井市長が9月定例会市議会で表明された「検証委員会の設置」に、大きな期待をしておりました。しかしながら、その翌年5月23日に公表された『検証委員会報告書』の中には、以下に述べる不審な協力事業者の名が連ねてありました。そして、報告書の最後には、「今後、市及びアカデミーは、不安や疑念を抱かれることがないような事業運営に努め、市民の信頼を得ながら本事業を進めるべきである。」と結んでいました。

あれから2年間、一般市民としては、長期にわたる太陽光発電事業の継続性に大きな危機感を持ち続けていましたが、

今回、2024年6月6日付の文化新聞で『阿須山中、協力事業者に継承』の記事を見ました。

副題は、「アカデミー返済不履行で」でした。

阿須山中での発電事業開始からまだ一年半です。信じられません。

2023年度の売電金額は、凡そ一億九千万円あります。

市民からの素朴な質問です。

- 1、返済不履行は、真実ですか？不正経理では、ありませんね。
- 2、当然、然るべき調査はされた上での認識だと思います。
- 3、HISAのお金の出し入れを銀行口座への振込額、支払額ベースで調査されていますね。

【過去の経緯】

不審な協力事業者の件で、2022年5月30日付けで新井市長宛の質問状を提出しました。

質問骨子：

- * 飯能インターナショナルスポーツアカデミー（以降HISA）履歴事項全部証明の『目的等』の欄には、太陽光発電事業に関する事項は記載されていないことから、HISAは、単独で太陽光発電に関する事業はできないと考えられるがを行うとできないと考えられが、
- * 事業を行うための事業者の構成団体として、株式会社ジースリーホールディングスが加わっている。
- * ここに記載されている株式会社ジー・スリーホールディングスの履歴事項全部証明書の「目的」の欄には、「環境エネルギー事業」に関する事項が記載されていることから、同社が太陽光発電事業を担うことで、付帯事業もHISAによる阿須山中土地有効活用事業が行われることになっている。

【重要情報】

ジースリーホールディングス社の「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」

当社は、2022年3月31日付け「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京証券取引所より、当社前代表取締役社長が主体的に関与する太陽光発電所案件に関して、会計処理の適切性確保を軽視し背景事情や資金の流れを取締役会で適切に報告しないまま、収益実現の要件を満たさない状況で売上を計上するなどの不適切な会計処理を行い、2017年8月期及び2018年8月期の親会社株主に帰属する当期純利益の赤字を黒字と偽っていたこと、及び関連当事者情報の適切な把握や利益相反取引を防止するための体制構築がされていなかったことなどから、当社の内部管理体制等については改善の必要性が高いと認められたため、2022年4月1日付け「特設注意市場銘柄」に指定されました。

この質問に対する2022年6月23日付けの回答書によりますと、

2022年5月23日の検証委員会報告書では、

「アカデミーは単独で太陽光発電に関する事業を行うことはできないと考えられるが、」私の5月30日の質問に対する回答文書では、

「阿須山中土地有効活用事業における太陽光発電事業は、（一社）飯能インターナショナルスポーツアカデミーが運営するものであり、経済産業省は、本件に係る太陽光発電事業計画について同社に対して認定しております。とありました。

即ち、飯能市としては、この時点ではHISA単独で太陽光発電事業を担うことができると認識したわけです。

それにも関わらず、一年半の発電事業で『返済不履行』になるとは、何か大きな原因があるはずです。その原因究明こそが、市民に対する市長の責任ではないでしょうか？

『誠実で責任感のある政治を』今こそ、お願いします。

重ねてですが、検証委員会の報告書の最後に市及び事業者は、「不安や疑念を抱かれることがないよう、市民の信頼を得ながら事業を進めるべき」との記載もありますので、回答に際して充分なご配慮をお願いします。

1. 情報公開が適正か： 付帯事業と称しているソーラー発電事業の検証が「ゾンザイ」です。
2. 検証委員会自体が、市長と職員のみで構成されている事の透明性・中立性・妥当性
市民目線で「ソーラー事業を20年間の長期に渡り適切に管理運営ができるのか？」を、ぜひとも検証して頂きたい。

令和6年6月18日

大野 英夫 様

飯能市長 新 井 重 治

「市長へのメール」への回答について

令和6年6月12日付け市長へのメール「阿須山中土地有効活用事業の事業継承について」のご質問内容に対し、以下のとおり回答いたします。

1、返済不履行は、真実ですか？ 不正経理では、ありませんね。

【回答】

（一社）飯能インターナショナルスポーツアカデミーから、サッカー事業に附帯する太陽光発電事業の発電量及び売電収入が計画値を下回ったことにより、キャッシュフローが回らず、開発費等の融資の返済資金が不足し、令和6年3月末に期日を迎えた返済が不履行となっていること、また当該事項について、借入先金融機関から令和6年4月1日付けの内容証明書が送付されたことが記載された報告書が令和6年4月8日付けで提出されております。

2、当然、然るべき経理調査はされた上での決定だと認識して良いですね。

【回答】

（一社）飯能インターナショナルスポーツアカデミーから提出された財務諸表などから、経営状況や事業の継続性等について、審査をしてまいりました。

審査につきましては、庁内での審査に加え、第三者（弁護士、税理士、公認会計士）による専門的見地からの見解も踏まえながら、承認の判断をしたものでございます。

3、HISAのお金の出し入れを銀行口座への振込額、支払額ベースで調査されていますね。

【回答】

事業収支表（キャッシュフロー）や残高証明書等をご提出いただき、収入及び支出について精査をしてまいりました。

今後につきましても、市民の皆様に不安や疑念を抱かれることがないように、市民の信頼を得ながら事業を進めていく所存でございます。

ご理解賜りますようお願いいたします。

担 当	飯能市企画総務部企画課 総合政策・地方創生担当
連絡先	042-973-3323
メー	kikaku@city.hanno.lg.jp